

# 長崎県病床機能分化・連携推進事業実施要領

## 1. 概要

地域医療構想の実現に向けて、各医療圏において不足する医療機能への転換等、病床機能の分化・連携を推進するための施設及び設備の整備を行う病院、診療所に対し、必要な経費の一部を支援する。

## 2. 補助の対象となる者

長崎県内に立地する病院・診療所の開設者

## 3. 補助の対象となる費用

### (1) 不足する病床への転換に要する経費

#### ①施設整備費

地域医療構想の実現に向けて、不足する医療機能への転換等、病床機能の分化・連携を推進するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（土地の取得や設計その他工事の事務に要する費用等は除く）

- ・既存の病床機能を転換して、地域で不足する回復期病床（回復期リハビリテーション病棟・地域包括ケア病棟及び県が適当と認めるもの）等を整備するもの。

- ・地域医療構想調整会議の協議結果に基づいて、地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携を行うもの。

#### ②設備整備費

地域医療構想の実現に向けて、不足する医療機能への転換等、病床機能の分化・連携を推進するために必要な設備の整備費

- ・既存の病床機能を転換して、地域で不足する回復期病床（回復期リハビリテーション病棟・地域包括ケア病棟及び県が適当と認めるもの）等を整備するもの。

- ・地域医療構想調整会議の協議結果に基づいて、地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携を行うもの。

### (2) 過剰な病床を削減し、他用途へ変更するために要する経費

#### ①施設整備費

地域医療構想の実現に向けた病床削減に伴い、新たな取り組みを実施（病室を他用途へ変更）するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（土地の取得や設計その他工事の事務に要する費用等は除く）

- ・各医療圏において不足する病床を削減し他用途へ変更する場合、及び医療機関の廃止（廃業）のため病床を削減し他用途へ変更する場合は補助の対象とならない。

- ・介護保険制度に係る施設等に変更する場合は、介護保険者（市町等）と協議し了解を得ること。

## ②設備整備費

地域医療構想の実現に向けた病床削減に伴い、新たな取り組みを実施（病室を他用途へ変更）するために必要な設備の整備費

- ・各医療圏において不足する病床を削減し他用途へ変更する場合、及び医療機関の廃止（廃業）のため病床を削減し他用途へ変更する場合は補助の対象とならない。
- ・介護保険制度に係る施設等に変更する場合は、介護保険者（市町等）と協議し了解を得ること。

## (3) 再編統合等の計画策定にあたって必要となる経費

医療機関の再編統合（ダウンサイジング・機能の転換・分化・連携・集約化）等を実施するための計画策定等に必要となる経費

## (4) 病床削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分に係る損失

自主的なダウンサイジングに伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失

- ・対象となる勘定科目は固定資産除却損（固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用）、固定資産廃棄損（固定資産を廃棄した場合の撤去費用）、固定資産売却損（固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額）をいう。
- ・医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失のみを対象とし「有姿除却」は対象としない。
- ・建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。
- ・「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第 51 条第 1 項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第 32 条の 6 第 1 項第 1 号）で定める特殊の関係がある者をいう。

## (5) 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額

地域医療構想の達成に向けた機能転換やダウンサイジングに伴い退職する職員に対し、早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

## 4. 補助の条件等

- (1) 既に転換済みの病床は対象としない。
- (2) 原則として、交付申請年度内に事業を完了することとする。ただし、施設整備において、事前の計画に基づき複数年度に渡る場合は、出来高に応じて補助する。

- (3) 補助事業について、地域医療構想に沿った内容であることを確認する観点から、原則として地域医療構想調整会議において必要性を協議したうえで補助事業者の決定（内示）を行う。（再編統合等の計画策定にあたって必要となる経費への補助事業は除く）
- (4) 地域医療構想調整会議での協議において、対象医療機関の説明や資料の提出を求める場合がある。
- (5) 補助金の交付の申請をするにあたって、交付の決定前に申請者の責任においてやむを得ず事業に着手する場合は、事前着手届を知事に提出すること。

## 5. 補助基準額

### (1) 不足する病床への転換に要する経費

#### ①施設整備費

新築・増築 整備する病床 1床あたり 9,000千円

改築・改修 整備する病床 1床あたり 5,761千円

ただし、30床を上限とする。

#### ②設備整備費

医療機関あたり 10,800千円

※補助対象の工事費又は工事請負費及び備品購入費が基準額を下回る場合は、当該工事費又は工事請負費及び備品購入費を基準額とする。

### (2) 過剰な病床を削減し、他用途へ変更するために要する経費

#### ①施設整備費

増築 削減する病床 1床あたり 9,000千円

改築・改修 削減する病床 1床あたり 5,761千円

ただし、30床を上限とする。

#### ②設備整備費

医療機関あたり 10,800千円

※補助対象の工事費又は工事請負費及び備品購入費が基準額を下回る場合は、当該工事費又は工事請負費及び備品購入費を基準額とする。

### (3) 再編統合等の計画策定にあたって必要となる経費

再編統合等にかかるコンサルタント業務委託費、病院間協議にかかる費用等

医療機関あたり 2,000千円

### (4) 病床削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分に係る損失

長崎県地域医療構想の公示日（平成28年11月11日）前に取得（契約）した建物及び医療機器の処分に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

### (5) 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

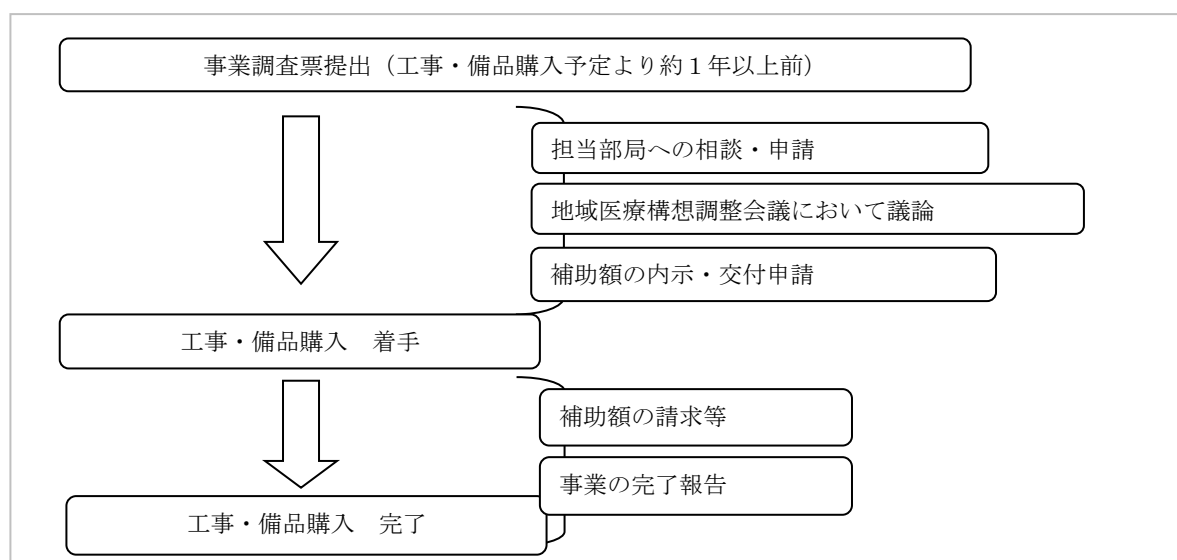
上限額 6,000千円／人

## 6. 補助率

- (1) 不足する病床への転換に要する経費  
2分の1
- (2) 過剰な病床を削減し、他用途へ変更するために要する経費  
2分の1
- (3) 再編統合等の計画策定に当たって必要となる経費  
定額（2,000千円上限）
- (4) 病床削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分に係る損失  
2分の1
- (5) 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額  
定額（6,000千円/人上限）

## 7. 補助額の計算例等

### (1) 標準スケジュール



### (2) 補助額計算例

急性期病床を回復期病床に20床転換するため、病棟を改築。リハビリテーション用医療機器等を購入。必要な事業費の内訳は、施設整備費100,000千円、設備整備費12,000千円とする。

- ・施設整備補助金  
補助基準額  $20\text{床} \times 5,761\text{千円} = 115,220\text{千円}$   
事業費との比較  $100,000\text{千円} < 115,220\text{千円}$  (事業費を採用)  
補助額  $100,000\text{千円} \times 1/2 = 50,000\text{千円}$
- ・設備整備補助金  
事業費との比較  $12,000\text{千円} > 10,800\text{千円}$  (補助基準額を採用)  
補助額  $10,800\text{千円} \times 1/2 = 5,400\text{千円}$
- ・補助額合計  
 $50,000\text{千円} + 5,400\text{千円} = 55,400\text{千円}$